

金融円滑化に向けた取組方針

当組合は、地元中小企業はじめ、地域の皆様のさまざまな資金ニーズにお応えすること、また身近な頼れる相談相手として、お客様の悩みを共に考え、共に問題の解決に努めていくことが最も重要な役割の一つであると位置付け、以下のとおり「金融円滑化に向けた取組方針」を掲げ、地域金融の円滑化に向け役職員一同取り組んでまいります。

1. お客様から、新規融資や貸付条件の変更等に関するお申込・ご相談があった場合は、お客様の状況等を十分に踏まえたうえで、できる限り柔軟な措置をとるよう努めます。
2. お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込・ご相談に対する対応状況を把握するため体制を整備し、経営改善努力を行っているお客様に対し、経営相談、経営改善支援に努めてまいります。また、お客様の事業内容の把握に関する職員の目利き能力の向上に努めるとともに、金融機関としてコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様の経営改善、事業再生等への支援を行ってまいります。
3. お客様からの新規融資または貸付条件の変更等に関するお申込・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでのお取引関係やお客様の経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。
4. 他の金融機関からお借入を行っているお客様から貸付条件の変更等について、お申込・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関・外部機関等との間で情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携に努めてまいります。
5. お客様からの新規融資または貸付条件の変更等に関するお問い合わせ、相談、要望および苦情等には、真摯な姿勢で適切かつ十分な対応に努めます。
6. 金融円滑化における適切なリスク管理態勢のもと金融仲介機能を十分に発揮するとともに、その状況等については適正に開示いたします。
7. 経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表（平成25年12月5日）した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を尊重し、遵守するための態勢整備を通じて、その弊害の解消に努めます。また、中小企業者のお客様等と保証契約を締結する場合、当該保証人がガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、ガイドラインに基づき、誠実に対応し、お客様との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

以上

ご融資に関するご相談は、お気軽に当組合各営業店「融資相談窓口」にお申し出下さい。

【ご相談時間】 平日9:00～15:00

※なお、上記時間以外にご相談をご希望の場合は、お気軽にお取引店にご連絡下さい。